



Newsletter

21世紀COE<企業法制と法創造>総合研究所
知的財産法制研究センター

知的財産法制研究センター設立の目的

上村教授を拠点リーダーとする本 COE プログラムの問題意識は、欧米型制度の現状と問題点を追求し、真に安定的な日本の企業法制を構築するという点にある。そこで、知的財産法制研究センターでは、かかる問題意識に答えるため、現在主流の官僚主導型の政策立案から、独立した民間の立場から政策提言を行いうる研究組織を形成し、わが国の知的財産法制の適正な発展を企図するという思い入れから、様々な企画を設定していく。国家レベルの政策論議に真正面から参加するためには、単に官僚主導で立案された政策を検証するだけではなく、十分な調査と研究に裏付けられたアカデミズムの立場から、国家の政策決定において無視し得ない一定の政策提言（法システムの創造）を積極的に行っていくことが課題となる。本センターが設定している人的な国際的ネットワークの構築や、世界的レベルでの紛争処理・判例の検索システムの構築、知的財産紛争の処理といった企画は、調査研究の成果物であるとともに、この課題に対する手段としても位置づけられる。制度の基本構造に遡った歴史的・哲学的研究も、近時、法変動の著しい知的財産法の分野において、時流に踊らされないアカデミズムの立場から知的財産制度を超然と論じていくための手段として必要となる。また、他の大学や様々な組織・団体の方々を研究グループに招聘することは、他の大学組織の貴重な智慧や、現実実務の一線で活躍する智慧とを結集し、本学を拠点としてはぐくまれるアカデミズムの研究成果を、本学以外の大学組織や現実の社会においても尊重されるものとして、学外へと還元していくために、必要不可欠な前提である。今後、本学からの法曹排出の主体

となる大学院法務研究科（早稲田大学ロースクール）における知的財産関係者育成部門とも連携が必要となるだろう。以上のような点を基礎に、アカデミズムの立場から政策提言を実現するという企図を、COE 企画 5 年間の間に実際にどのように具体的に実現していくのか、それが本企画の目的となる。

企画の概観

（1）部門

本センターの企画は大きく分けて三つの部門からなる。第一は、日本を含むアジア地域の知的財産紛争事例（判例）の英文データベースの構築である。データベース構築のためには、各国の学者・実務者とネットワークを構築して、紛争事例の集積と英訳を協働していかなくてはならない。そして、このデータベースを既存の西欧知的財産紛争事例データベースと合体させることによって、第二の部門として、世界中の学者・実務者と共通地盤にたった知的財産分野における共同研究を推進すると共に、その過程で、わが国ばかりではなく、アジア諸国において知的財産に精通した若手研究者を育成していく。さらに第一及び第二部門の成果を踏まえて、第三の部門として、独立系シンクタンクの立場で様々な知的財産に関する政策提言をしていくことになる。その意味で、紛争事例英文データベースの構築と、共同研究の推進・若手研究者の育成、政策提言の三部門は、独立した部門であると同時に、三位一体のものとして位置づけられる。

（2）知的財産法制研究センター

本センターの構成員は、コア内部メンバーと外部メンバーからなる。コア内部メンバーは、各部門

の企画遂行の実働部隊であり、教員 5 名と助手 1 名、RA(研究補助者 : research assistant)4 名の合計 10 名で構成される。外部メンバーはいわばアドバイザースタッフとして位置づけられ、各企画へ、可能な限り参加し、補助することが期待されている。現在、他大学の教員、各種団体の構成員などから 6 名の方をお願いをしている。構成員全員の会合は原則的に月 1 回のペースで開かれるが、この会合自体は、研究者が集まって研究の成果を発表する場ではなく、本センターの活動状況の報告、各企画の方向性の点検・検証、新企画採否の決定などを行う、いわゆる企画会議として位置づけられている。

日本を含むアジア諸国の知財判例英訳 DB 構築のプロジェクト

1、プロジェクトの目的と手段

本プロジェクトの目的は、国際条約を基礎に形成され、各国の法規範が一定の普遍性を有している知的財産法の領域において、研究者や実務者が共通の素材を用いて、国際的な知的財産法の発展に資するための議論を行うことができる手段を提供することにある。そのために、アジア諸国の知的財産判例について、各国の研究者や実務者が認める重要判例を収集し、要約・評釈を加え、それを英語に翻訳したものを、WEB 上で万人が無料でアクセス可能な DB を構築する。また、本プロジェクトは日本の知財判例の英訳プロジェクトも含んでいる。従来、日本の知的財産の判例を系統立てて英語に翻訳するという試みはなされてこなかった。この点、本プロジェクトは、欧米の判例と比べても引けを取らないレベルにあるにもかかわらず、「言語の壁」に阻まれて世界に紹介されてこなかった日本の判例を、世界的にアピールするという意義も有している。

2、プロジェクトの進捗状況

早稲田大学では、文部科学省の 21 世紀 COE プロジェクトにおいて、2003 年度から上記プロジェクトに取り組み、早稲田大学の若手研究者が当地

を訪問して関係者と直接面談することにより、中国、タイ、インドネシアにおいてプロジェクトを遂行のための人的・物的な基盤を構築してきた。プロジェクトの作業は、基本的には、①学者、実務者等が当該国の重要判例を選別し、それぞれの内容を一行程度にまとめ 300 件程度の判例リストの作成し、②早稲田大学の研究者ないし当該外国の実務者が判例リストを第三者的立場からチェックし、翻訳するに値する判例を選別した後、③当該外国の学者、実務者等が判例を要約し評釈を加え、その後、④判例要約と評釈を翻訳し校閲するという手順で進めていく。以下に、現段階における各国の進捗状況を紹介する。



(1) 中国

中国では、地域によって判例の状況も異なるために、北京、上海、広東地域の 3 つに地域に分けて、作業を進めている。各地域の大学教授による重要判例の選別とリストの作成が 2004 年 8 月末に完成し、その後の予定では、早稲田大学及び中国実務家によるリストのチェックが 9 月末までになされ、中国側学者による判例の要約及び評釈が 12 月末までに完成することになっている。すでに、北京、上海、広東地域の研究者、実務家との間に協力関係が確立しており、今後、権利関係や金銭面等での条件を整え次第、作業を進める予定である。

(2) タイ

タイでは知的財産国際貿易中央裁判所 (The Central Intellectual Property and International Trade Court) の全面的協力を得ることができ、判例リストが既に提出されており、その判例リストのチェックが 5 月末までに終了

する。同裁判所は、判例翻訳プロジェクトのための裁判官10名程度の委員会(The English-Database of Thai IP Cases Committee)を設置する等、既に万全の体制を整えており、日本側と合意ができ次第、事業はすぐに進められる状況にある。

(3) インドネシア

インドネシア大学の Institute for Law & Technology や、インドネシア最高裁判所(Supreme Court of the Republic of Indonesia)、インドネシア共和国司法人権省(Ministry of Justice and Human Rights Republic of Indonesia)等に協力を要請する予定である。今後、正式な合意書を取り交わし、事業を本格的に推進する予定である。

(4) 日本

5月末までに特許・意匠法、商標・不正競争防止法、著作権法からそれぞれ100件を英語に翻訳をするべき判例として選別する予定である。まず、最高裁判例の翻訳を、(財)知的財産研究所がワシントン大学先端知的財産センター(The Center for Advanced Study and Research on Intellectual Property (CASRIP))と協力して先行実施する予定で、その後逐次下級審判例に着手していく。最終的な成果物については最高裁判所のHPからリンクをはることに内諾を得ている。

開催イベント

1、日米知的財産模擬裁判

早稲田大学知的財産法制研究センターは2003年12月16日に、東京地方裁判所と共催で、東京地方裁判所の大合議法廷と債権者集会場を舞台に、日米知的財産模擬裁判を開催した。当日は大合議法廷に100名程度、債権者集会場に400名程度の傍聴者も参加した。東京地方裁判所において、模擬裁判を開催することははじめての試みであり、日本の代表的な新聞にも報道された(2003年12月17日日本経済新聞朝刊)。

当日は、特許に関する同一の架空事例について、

日本の模擬裁判を午前中に、米国の模擬裁判を午後に行い、最後に、この模擬裁判を前提に日米知的財産シンポジウムを開催した。模擬裁判では、日本、米国とも現役の裁判官、弁護士がその役割を演じ、また、米国模擬裁判では、12人の陪審員を選定して陪審審理も行われた。模擬裁判では、採血用注射器に仕込む、血液凝固を防止する物質を少量にする技術に関する特許侵害が争われた。あらかじめ結論を決めていなかったため、日米で結論が逆となった。原告の技術は、物質を凍結させて注射器に入れるが、被告の技術は、注射機内に液体を入れて凍結させる。日本側の判決は、この順番が特許の本質的部分であるとして、技術が異なるから侵害ではないと判決した。これに対し、米国の陪審員は、順序の違いで何が異なるか明らかにならなかったとして、侵害と結論付けた。

当日は、大合議法廷に撮影機材を持ち込み、その映像を同時進行で債権者集会場のスクリーンにおいて放映するとともに、すべての映像を録画し保存した。模擬法廷内に4台のカメラを設置して、裁判官、原告席、被告席、証人席を独立に撮影し、映像を記録する際には、名古屋大学の開発している録画システムである Digital Recording Studio(DRS)を用いた。これは、各マイクからの音声に合わせてカメラの映像を自動的に切り替えて保存しておくことも、4つのカメラの映像を同期させてハードディスクに MPEG2 形式で保存しておくことも可能とするものである。この模擬裁判の貴重な記録は、ロースクール教育あるいは裁判官や司法修習生を含む知的財産関係の法曹人材養成に活用する予定となっている。

主な参加者、協力者は以下の通りである。(主催者を除く)



<日本側模擬裁判>

原告訴訟代理人 弁護士 大野聖二
 同補佐人 弁理士 田中久子
 被告訴訟代理人 弁護士 片山英二
 同 弁護士 江幡奈歩
 同補佐人 弁理士 小林 浩

<米国側模擬裁判>

ランダー・レーダー米連邦巡回酵素裁判所判
 事

(原告) モリソン&フォレスター弁護士事務所
 アラン・ジョンストン
 クレイグ・セルニカ
 バートレット
 (被告) フィネガン・ヘンダーソン・ファラボー・
 ガレット&ダナー弁護士事務所
 マイケル・ケリー
 ジョン・ロー
 吉田直樹

マルティン・エーデルマン: ジョージワシントン
 大学教授

竹中俊子: ワシントン大学教授・CASRIP 所長

記録英訳: 中村合同特許法律事務所

中継・録画: 東通産業株式会社

同時通訳: 株式会社サイマル・インターナショナル

2、日韓知的財産法シンポジウム

早稲田大学知的財産法制研究センターは、
 2004年2月24日から26日の日程で、日韓共同
 知的財産法シンポジウムを開催し、「知的財産紛
 争の国際私法的側面からの検討」「知的財産紛
 争の国際私法的課題」「日韓自由貿易協定と知的財
 産」「WTO 発効以後の知的財産法令の展開」を

テーマに、韓国の研究者と日本の研究者とがそれ
 ぞれ報告し、議論を行った。

報告者と報告テーマは以下の通り。

第一日 2月24日(火) 15:00-18:00

「知的財産紛争の国際私法的側面からの検討」

共同研究会

座長 東京大学法学部教授(当時) 道垣内正人

1.問題提起: 早稲田大学比較法研究所所長 法学
 部教授 木棚照一

2.1999年10月ハーグ国際私法会議特別委員会の
 草案における知的財産紛争の取扱の問題点

漢陽大学校法科大学教授 石光現

3.2002年アメリカ法律協会(ALI) 草案の特徴と
 その問題点

韓国国際私法学会会長 弁護士 崔公雄:「2002年
 アメリカ法律協会草案の特徴とその問題点」

青山学院大学法学部助手 伊藤敬也:「国際知的財
 産紛争に係る国際私法原則について—ALI プロ
 ジェクトの意義と問題—」

4.マックス・プランク無体財産法研究所プロジェ
 クト草案の特徴と問題点

法学博士 孫京漢 韓国国際私法学会副会長:「条
 約上の知的財産紛争の国際裁判管轄に関する規
 定—マックス・プランク研究所草案(2000.1)を
 中心に—」

大阪大学法学部教授 渡邊惺之:「マックス・プラ
 ンク無体財産法研究所プロジェクト草案の特徴
 と問題点」

第二日 2月25日(水) 10:00-12:00

「知的財産紛争の国際私法的課題」

(比較法研究所と共催の公開講演会)

1.韓国における知的財産紛争の国際裁判管轄: 漢
 陽大学校法科大学教授 石光現

2.韓国における知的財産紛争の準拠法: 韓国国際
 私法学会副会長 法学博士 孫京漢

共同研究会 15:00-18:00

「日韓自由貿易協定と知的財産」

1. 韓日自由貿易協定と知的財産関連規定
光云大学法学科教授 安孝秩：「韓国における知的財産権法制の展開」
早稲田大学助手 今村哲也：「日韓自由貿易協定と知的財産関連規定」
2. 今後の研究計画について：早稲田大学比較法研究所所長 法学部教授 木棚照一

第三日 2月26日(木) 9:00-12:00

「WTO発効以降の知的財産法令の展開」

- 座長 早稲田大学 21世紀 COE 知的財産法制研究センター所長、早稲田大学法学部教授 高林龍
1. 韓国知的財産法制の特徴：光云大学法学科教授 安孝秩
 2. TRIPsによる韓国知的財産権法の改正と今後の展開方向：ソウル大学校法科大学教授 丁相朝
 3. WIPO著作権・著作隣接権協約と韓国の著作権法制：仁荷大学校法科大学教授 李大熙
 4. WTO発効後の日本における著作権法の展開：専修大学法学部教授 斎藤博
 5. WTO発効後の日本における工業所有権法の展開：早稲田大学比較法研究所所長 法学部教授 木棚照一

3、IP エンフォースメント in アジア

2004年3月22日に早稲田大学井深大国際会議場にて、IP エンフォースメント in アジアと題し、アジアにおける知的財産権のエンフォースメントをテーマとして取り上げたシンポジウムを開催した。第一部では、アジアにおける知的財産のエンフォースメントの状況について、アジア各国の実務家、研究者が報告をした。第二部では、知的財産専門裁判所をテーマに報告した。現在、日本では知的財産専門裁判所の創設が議論されているが、今回のシンポジウムでは、知的財産専門裁判所を有するタイ、韓国の裁判官等がその状

況について報告した。第三部では、早稲田大学が現在取り組んでいるアジア各国の知的財産関係判例データベース構築事業と関連して、アジアにおける知的財産判例データベース構築の必要性について、パネリストの方々が議論した。学外からの報告者及び報告テーマは以下の通り



第1部 「各国のIP エンフォースメントの現状と課題」

10:00 開会挨拶 上村達男早稲田大学教授

10:10

中国 張曉都(ジャン・シャオドウ) 上海市高級人民法院 裁判官：「中国の裁判所および上海の裁判所における知的財産権保護の概況」

中国 郭禾(グオ・ハー) 中国人民大学 教授 法学博士：「中国における知的財産権制度の法執行状況の背景についての分析」

中国 張平(ジャン・ピン) 北京大学 助教授：「Challenging Chinese Enterprises in Intellectual Property after WTO Entry」

韓国 陶斗亨(トゥー・ドゥヒョン) ソウル地方弁護士：「韓国におけるIP エンフォースメントの現状と展望」

マレーシア P. カンディア KASS 所長 マレーシア登録パテントエージェント：「IP Enforcement in Malaysia」

タイ T. ルアンシット 裁判官 知的財産国際貿易中央裁判所 事務局長：「Issues of the IP Enforcement in Thailand」

日本 土井俊一 内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官：「知的財産のエンフォースメントに関する日本の取り組み」

司会：渋谷達紀

第2部 「アジアにおける新しい知財裁判所の創設と展開」 13:30

タイ V. パトラサック 裁判官 知的財産国際貿易中央裁判所 長官：「The Central Intellectual Property and International Trade Court」

タイ N. スヴィーチャ 裁判官 知的財産国際貿易中央裁判所 副長官：「The Creation of a Specialized Court with Intellectual Property Jurisdiction in Asia」

韓国 李会基(イ・フェギ) 韓国特許法院 判事：「韓国特許法院の運営現況に関して」

シンガポール F. ナマツィー Namazie & Co. 所長 法廷弁護士：「IP Courts in Singapore」

日本 定塚誠 最高裁判所事務総局行政局 第一課長：「日本の知財訴訟の専門的事件処理体制—その歴史と展望—」

司会：高林龍

第3部 「知財紛争データベース構築への期待」 ＜パネルディスカッション＞ 16:00

タイ S. ヴィシット 知的財産国際貿易中央裁判所

韓国 李漢周(イ・ハンジュ) ソウル南部地方法院部長判事

マレーシア P. カンディア KASS 所長 マレーシア登録パテントエージェント

シンガポール F. ナマツィー Namazie & Co. 所長 法廷弁護士

渋谷達紀 早稲田大学法学部教授

定塚誠 最高裁判所事務総局行政局 第一課長
中山一郎 内閣官房知的財産戦略推進事務局
参事官補佐

司会：高林龍

17:30 閉会挨拶 高林龍

4、「タイ王国知的財産法とその手続き」

3月26日に早稲田大学において、タイ王国知的

財産国際貿易中央裁判所の長官を含む現役裁判官を講師として招聘し、「タイ王国知的財産法とその手続き」と題してご講演いただいた。

講演者と講演内容は以下の通り。

- パトラサック (Phattarasak) 知的財産国際貿易中央裁判所長官、「タイ王国知的財産国際貿易中央裁判所のあらまし」
- スヴィーチャ (Suvicha) 知的財産国際貿易中央裁判所副長官、「タイ王国知的財産国際貿易中央裁判所の手続きと規則」
- ルアンシット (Ruangsit) 知的財産国際貿易中央裁判所事務局長、「タイ王国知的財産国際貿易中央裁判所の準裁判官」
- ヴィシット (Visit) 裁判官 (知的財産国際貿易中央裁判所) 「多すぎる知財刑事事件」



編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

＜企業法制と法創造＞総合研究所内

知的財産法制研究センター 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>